

# たゆまぬ平和への取り組み

## 被爆地への平和派遣

平和の尊さと戦争の悲惨さについて学び、平和への意識を高めていただくため、次代を担う子どもたちと保護者(7組14名)を、広島と長崎へ隔年で派遣しています。



▲平和祈念像(長崎市)

今年は、8月8日～10日に長崎を訪れ、原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に参加したほか、原爆資料館・被爆校舎の見学や被爆体験談を聞く等の活動をしました。

### ●今年長崎へ派遣された皆さん(五十音順)

- ▶安福容子さん、一優さん(東戸山小5年)
- ▶太田美香さん、光城さん(東京創価中1年)
- ▶金谷美保さん、陽菜さん(落合第三小4年)
- ▶久保田久和さん、和希さん(東京学芸大学附属竹早中2年)
- ▶小池悦子さん、太一さん(落合第四小5年)
- ▶藤原佳代さん、陽佑さん(戸塚第三小4年)
- ▶三浦華恵さん、ルイスさん(早稲田小4年)



## 平和派遣報告会

今年の平和派遣に参加した皆さんが、長崎で学んだことを発表します。発表後には、早稲田少年少女合唱団による平和をテーマにしたコンサートがあります。



▲昨年の平和派遣報告会の様子

【日時】10月7日(日)午後1時30分～4時

【共催】新宿区平和派遣の会

【会場・申込み】当日直接、若松地域センター(若松町12-6)へ。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)3505へ。

## 禎子さんと折り鶴

私たち一人一人が、戦争や核兵器の恐ろしさを学ぶことで、平和を守り、受け継いでいく思いをさらに深めていきましょう。

【区の担当課】総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)3505

広島市の平和記念公園に建つ「原爆の子の像」(右写真)をご存知でしょうか。

三脚の台座の上に、折り鶴を掲げた少女のブロンズ像があります。このブロンズ像のモデルが、原爆症と戦った広島の少女「佐々木禎子さん」です。

禎子さんは2歳のときに自宅で被爆しました。爆風で3メートル以上も飛ばされましたが、奇跡的に傷ひとつ負わずに済みました。また、放射能を含んだ黒い雨に打たれながらも、その後、病気をすることもなく健やかに成長しました。小学校ではクラスで一番走るのが速く、リレー選手を務めたほどでした。

しかし、被爆から10年後、突然、首に大きなシコリができ、白血病と診断されたのです。辛く苦しい病状を一生懸命耐えたものの、8か月の入院生活の末に12歳で息を引き取ったのでした。

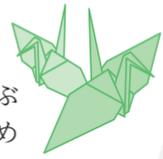
入院中の禎子さんは、「鶴を千羽折れば願いがかなう」と信じ、最後まで「生きる」という希望を持って病床で鶴を折り続けました。広島平和記念資料館には、禎子さん

が針の先を使って折った小さな鶴が、禎子さんの短い生涯の記録とともに展示されています。

禎子さんの死後、同級生によって、原爆の犠牲となったすべての子どもの霊を慰めるための像を建立しようという運動が始まりました。その運動は日本中に大きく広がり、建立された「原爆の子の像」は、平和のシンボルとなりました。

原爆投下から73年、人類は依然として多くの核兵器を保持しています。また、1990年代以降、世界の各地では民族や宗教の違いによる紛争が起き、多くの一般市民が犠牲になっています。

しかし、禎子さんと折り鶴のことが、国内外の作家により物語や絵本となって世界に広がり、こうした逆境にある子どもたちに「生きる希望と勇気」を与えました。そして、今も「原爆の子の像」には、世界中からたくさんの方の千羽鶴が寄せられ続けています。



## 65歳以上の方へ 介護保険料の納め忘れにご注意を

30年4月分までの保険料に未納がある方に、8月30日(木)に催告書を送ります。催告書の内容を確認し、お早めにお支払いください。

### ●保険料を納めない

▶1年以上滞納した場合…介護サービス利用時の料金がいったん全額自己負担となり、後日申請により9割～7割を払い戻します。

▶1年6か月以上滞納した場合…介護保険の給付が一時差し止められるほか、差し止められた給付額を滞納している保険料に充てる場合があります。

▶2年以上滞納した場合…介護サービスを利用したときの自己負担割合が1割または2割の方は3割に、3割の方は4割になりま

す。また、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の支給が受けられなくなるほか、施設サービス利用時の食費・居住費の負担軽減制度が利用できなくなります。

### ●納付の相談を随時受け付け

保険料の納付でお困りの方、滞納している方は、そのままにせずお早めにご相談ください。分納等お支払いの相談も行っています。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階)☎(5273)4273へ。

## 住民税は納期限までにお支払いを

### ●普通徴収の第2期分 納期限は8月31日(金)

納期限を過ぎると、延滞金が加算される場合があります。忘れずに納めてください。

【納付場所】区税務課、特別出張所、銀行等の金融機関、郵便局(東京都・関東各県・山梨県に限る)、コンビニエンスストア(納付書裏面に記載)

※コンビニエンスストアでは、納付書1枚で30万円を超える支払いはできません。

### ●便利な口座振替のご利用を

普通徴収の住民税は、口座振替で納められます。口座振替は納期限の日にご指定の口座から引き落としします。口座振替を希望する方は、収納管理係へご連絡ください。口座振替依頼書をご自宅へ郵送します。9月10日(必着)までに口座振替依頼書を提出した場

合、第3期分から口座振替になります。

【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階)☎(5273)4139へ。

### ●納税でお困りの方はご相談を

相談は随時受け付けています。所得の著しい減少等で納付が困難と認められるときには、申請により納める時期を遅らせたり、納める税額を分割で納付できる場合があります。

また、災害等の事情で納付が困難な場合には、減免が受けられる場合もあります。納税でお困りの方はそのままにせず、ご相談ください。

【問合せ】税務課納税係(本庁舎6階)☎(5273)4534へ。

## 若者のひきこもり相談会



「東京都ひきこもりサポートネット(ひきこもり等自立に困難を抱える若者またはそのご家族の相談機関)相談員による出張相談(1人45分程度)を行います。些細な悩みでも結構ですので、お気軽にご相談ください。

【日時】▶①9月19日(水)、▶②10月24日(水)、いずれも午前10時～午後5時

【会場】子ども総合センター(新宿7-3-29)

【対象】区内在住で、ひきこもり等の自立に困難を抱える義務教育終了後～おおむね34歳の方と家族

【申込み】電話で①は9月12日(水)まで、②は10月17日(水)までに同サポートネット☎(6806)2440(祝日等を除く月～金曜日午前10時～午後5時)へ。

※医療行為にあたる相談、緊急対応が必要な相談等はお断りする場合があります。

【問合せ】区勤労者・仕事支援センター就労支援課☎(3200)3311、東京都青少年・治安対策本部青少年課☎(5388)2257へ。

## 障 受給者証をお送りします

### ●8月16日(木)以降に発送します

東京都心身障害者医療費助成制度(★)の対象で9月以降も受給資格のある方に、9月1日(土)から1年間有効の受給者証を発送します。9月になっても届かない方は、お問い合わせください。

### ●次の方は申請してください

【対象】原則として、区内在住で健康保険に加入し、29年中の所得が基準額(右表)以下で、次のいずれかに該当する方

▶身体障害者手帳1級・2級(内部障害は3級も)

▶愛の手帳1度・2度

※「手帳を取得した年齢が65歳以上の方」「後期高齢者医療制度被保険者証をお持ちで30年度の住民税が課税の方」「健康保険の自己負担のない施設に入所している方」は対象になりません。

※以前に資格を喪失した方でも、「所得が基準額以下になった方」は申請できる場合があります。

【申請・問合せ】障害者福祉課経理係(本庁舎2階)☎(5273)4520・☎(3209)3441へ。

### ★東京都心身障害者医療費助成制度

国民健康保険や社会保険などの各種健康保険の自己負担分から一部負担金(住民税課税の方は1割の自己負担、住民税非課税の方は負担なし)を差し引いた額を助成します(入院時食事療養・生活療養標準負担額は対象外)。

### 【所得制限基準額】

扶養親族等	所得制限基準額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

※以降扶養親族等が1人増すごとに38万円を加算  
※老人控除対象配偶者・老人扶養親族のときは1人に付き10万円、特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満)のときは1人に付き25万円を加算